前沢四丁目自治会会則

第一章 名称及び目的

- 第 1 条 本会は、前沢四丁目自治会と称する。
- 第 2 条 本会は、前沢四丁目に居住する者又は事業所を有する者により、かつ本会の趣旨 に賛同するものを以て会員とする。
- 第3条 本会の事務所は、会長宅におく。
- 第 4 条 本会は、会員相互の親睦と互助の精神を高揚し、健全にして文化的かつ楽しく住 みよい民主的な町づくりを目的とする。
- 第 5 条 本会は、何れの政党にも属せずかつ政治活動をしない。

第二章 事 業

- 第 6 条 本会は、前章の目的達成のため下記の事業を行う。
 - 1. 会員相互の親睦と共存共栄に関する事項。
 - 1. 生活改善向上発展に関する事項。
 - 1. 保健衛生の保持と普及並びに施設の充実・改善に関する事項。
 - 1. 犯罪並びに火災の防止と予防および環境保全に関する事項。
 - 1. 行政機関・関係団体(他地区自治会・体育文化団体等)に対する連絡に関する 事項。
 - 1. その他目的達成に必要と認められる事項。

第三章 役 員

- 第7条 本会は、前章運営のために下記役員を置く。
 - 1. 会 長 1名
- 1. 副 会 長 1名
- 1. 会 計 1名
- 1. 会計監査 1名
- 1. 常任委員 若干名
- 1. 地区委員 若干名
- 第8条 本会の役員選出は、下記の方法による。
 - 1. 会長・副会長及び会計監査は、総会において選出する。
 - 1. 常任委員及び会計は、地区委員より互選する。
 - 1. 地区委員は、各地区より選出する。
- 第 9 条 本会の役員任期は1ヶ年とする。ただし再選を妨げない。
- 第 10 条 役員の任期終了したる場合といえども、後任者の決定するまでは、その任務を遂 行する。
- 第11条 本会の役員は、下記の会務を分担する。
 - 1. 会長は、会を代表し会の運営にあたる。
 - 1. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
 - 1. 常任委員は、任務分担をし、それぞれの会務を遂行する。

- 1. 会計は、本会のすべての金銭収支を明らかにし、一切の経理事務を遂行する。
- 1. 会計監査は、随時会計を監査し、正確を期する。
- 1. 地区委員は、その地区内の連絡にあたる。
- 第12条 本会に顧問を置く事ができる。

顧問は、会長がこれを委嘱し、本会の諮問に応える。

第四章 会 計

- 第13条 本会は、会務運営上必要な経費に充当するため、会費を徴収する。
- 第14条 本会の会費は一世帯年間1,500円とし、会費は原則として毎年5月末までに納付する。なお、必要に応じ総会の議を経て、臨時会費を徴収する事もある。
- 第15条 会費の変更は、総会の決議を必要とする。
- 第16条 既納の会費は払い戻ししない事とする。
- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第五章 会 議

- 第18条 本会の会議は総会、臨時総会及び常任委員会とする。
- 第19条 総会は、毎年1回4月に開催し、事業計画・予算・決算等の会務を議決する。
- 第20条 臨時総会は、会長が必要と認めた時随時開催する。
- 第21条 会長は、会員の1/3以上の要請があるときは、総会を開催しなければならない。
- 第22条 総会を開く場合は、議案を附してあらかじめ会員に通知しなければならない。
- 第 23 条 総会の議決は出席会員の多数決により決議し、可否同数なる時は議長の採決する 処による。
- 第 24 条 常任委員会は、会長・副会長・常任委員及び会計を以て構成し、会長が必要と認めたる時随時開催する。

必要に応じて地区委員も参加することがある。

尚、常任委員会の決定事項は文書をもって会員に連絡するものとする。

第25条 総会・臨時総会及び常任委員会の議長は会長がこれにあたる。 必要に応じ別に議長を定めることができる。

第六章 雜 則

- 第26条 本会は、会の運営に資するため、正当によせられた寄付をうけることができる。
- 第 27 条 本会則に定めていない事項は、常任委員会にて協議し、必要ある時は総会に付議する。
- 第28条 本会則は、総会の議決によらなければこれを改変する事ができない。
 - ※ 本会則は、昭和 45 年 3 月 22 日より施行する。